

環境厚生常任委員会

日 時 令和元年7月25日(木)
午前10時00分～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 行政報告

(1) 幼児教育・保育の無償化について(こども未来部)

(2) 亀岡市における環境美化施策について(環境市民部)

3 その他

＜幼児教育・保育の無償化について＞

1 制度について

(1) 基本理念

子ども子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者が経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念とする。
子育て世帯の負担軽減と 幼児教育の機会の保障

(2) 施行期日 令和元年 10月 1日

2 無償化の対象と範囲

(1) 対象児童 ◇3歳から小学校就学前までの全ての子ども(幼稚園、認定こども園1号の子どもは満3歳から)
 ◇0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

1号:教育標準時間利用、2号:保育利用(3~5歳)、3号保育利用(0~2歳)

(2) 対象施設・内容

対象施設・サービス	無償化の内容	支払方法
市立保育所(8園) 私立保育園(7園)、認定こども園(2園)	保育料無償	現物給付
私立幼稚園(市内4園ほか) 市立幼稚園	月額2.57万円を上限に保育料無償	※2 現物給付
幼稚園の預かり保育 ※1	幼稚園の利用に加え、 月額1.13万円を上限に保育料無償	償還払い
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター事業など ※1	月額3.7万円を上限に保育料無償 (0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円上限)	償還払い

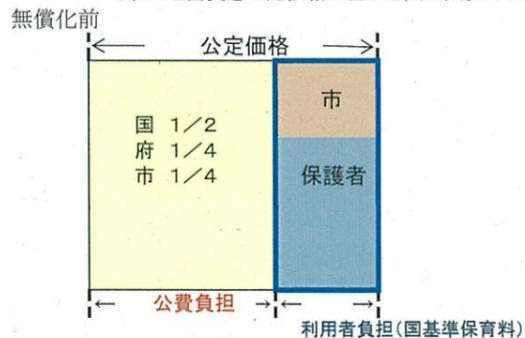
※1 保育の必要性の認定が必要

※2 償還払い又は法定代理受領(現物給付)

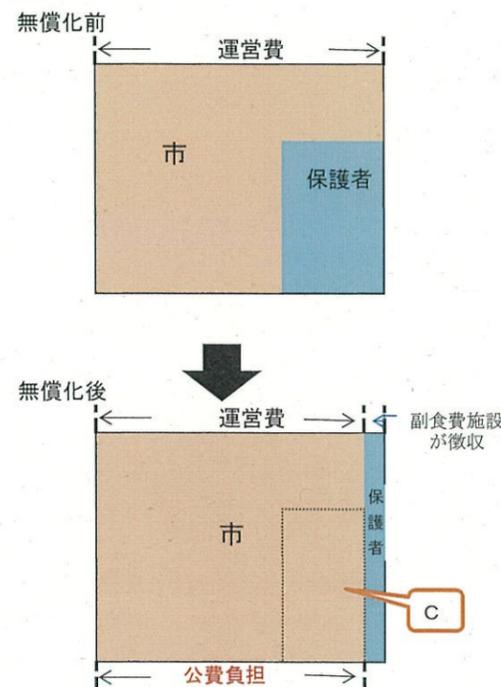
3 市の負担について

◆ 私立保育園の場合

(市は運営費を公定価格に基づき園に支払っている)



◆ 市立保育所の場合



無償化後の市負担 : A 負担減(10/10→1/4) B 負担増(0→1/4) C 負担増(0→10/10)

4 副食費について

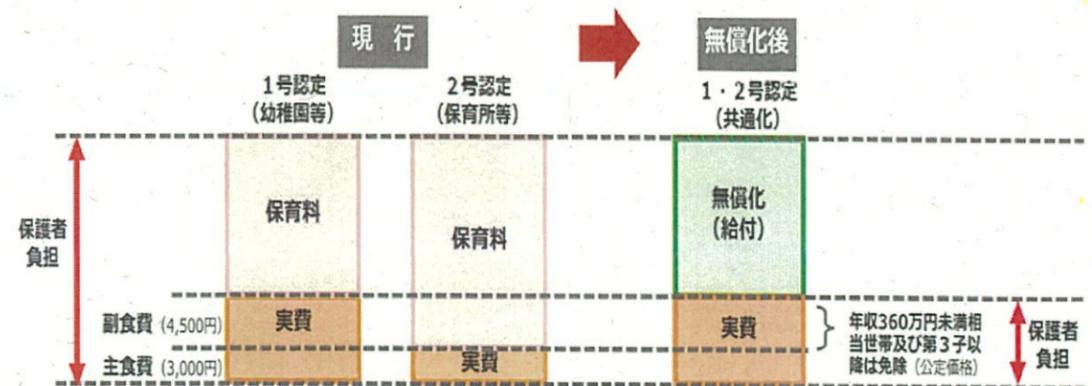
(2号認定子ども(保育所、認定こども園通園3~5歳児))

(1) 基本的考え方

- 保育料の一部として、保護者が負担しているものであり、その考え方を維持
- 副食費(おかず、おやつ、お茶、牛乳など)は、各施設による金額設定・徴収
- 減免(副食費無料)対象を年収360万円未満相当の世帯まで拡充(*)
- ※市立保育所の場合は、主食費(ごはん)は、現物を園に持参

(2) 副食費徴収額の計算方法について

- 公定価格に含まれている月額4,500円を目安とする(国通知)
- 各施設において、実際の提供に要した材料の費用を勘案して定める
- 公立保育所は、月額4,500円を徴収予定



(3) 公立保育所における副食費の徴収方法について

- 口座振替など。児童手当からの申出徴収を検討中。

(4) 京都府第3子以降保育料無償化事業の対象世帯における逆転現象について

○保護者の負担軽減のため、国は年収約360万円未満相当の世帯までは副食費の免除対象とすることとしているが、年収360万円以上640万円未満の京都府第3子以降保育料無償化事業の対象世帯については、無償化以降新たに副食費の負担が発生し、実態として無償化後の方が保護者負担が増加する「逆転現象」が生じることとなる。
 本市対象件数 87人

(5) 私立幼稚園の副食費について

- 補足給付事業費の対象(月額4,500円上限、所得等要件は同じ*)、国・府・市1/3の制度

5 9月議会議案上程予定

- 補正予算案 (歳入) 保育料減、臨時交付金、副食費など (歳出) 利用給付費、補足給付費補助金、事務経費など
- 条例の一部改正案

資料 No 1

令和元年度 保育所等入所児童数

令和1年7月1日

	保 育 所 名	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
公立保育所	本 梅 保 育 所	50	3	3	5	4	6	4	25
	東 本 梅 保 育 所	40		0	5	0	4	7	16
	川 東 保 育 所	125	3	11	19	22	24	28	107
	中 部 保 育 所	90	3	12	13	12	18	13	71
	東 部 保 育 所	150	6	17	19	20	37	29	128
	第 六 保 育 所	200	6	12	24	27	30	38	137
	別 院 保 育 所	40		5	4	8	5	8	30
	保 津 保 育 所	50		5	6	8	4	10	33
	広域入所(公立)		0	0	1	0	1	1	3
	公 立 計	745	21	65	96	101	129	138	550
私立保育園	亀 岡 保 育 園	310		24	66	76	73	59	298
	亀岡保育園分園あららぎ	30	16	24					40
	めぐみの園保育園	251	13	35	49	53	63	61	274
	太 田 保 育 園	200	12	27	35	44	46	43	207
	亀岡あゆみ保育園	205	7	23	28	40	47	52	197
	亀岡あゆみ保育園駅前分園	30	5	14					19
	上西山あゆみ保育園	130	9	23	30	30	23	21	136
	くわの実保育園	60	3	9	15	12	14	13	66
	はこべ保育園	60	1	12	13	12	6	5	49
	広域入所(私立)		0	0	0	0	0	0	0
	私立保育園計	1,276	66	191	236	267	272	254	1,286
保育所(園)合計	2,021	87	256	332	368	401	392	1,836	
認定こども園	大 井 こ ど も 園	175	7	16	24	38	46	37	168
	大井こども園駅前分園	25	4	18	11				33
	千代川こども園	184	4	28	38	32	49	34	185
	認定こども園計	384	15	62	73	70	95	71	386
保育認定児童計	2,405	102	318	405	438	496	463	2,222	
幼稚園	大 井 こ ど も 園	5				3	4	4	11
	千代川こども園	6				2	5	4	11
	亀岡市立幼稚園	160				25	24	38	87
	教育時間認定児童計	171				30	33	46	109

3～5歳 公立保育所368人 私立保育園793人 認定こども園258人 (計1,419人)
市立幼稚園 87人

保育所等の入所の要件 ～保育の必要性の認定基準～

保育所等へ入所できる児童は、亀岡市内に居住し住民登録をされており、その児童の保護者等が次の①～⑨の事情に該当する場合です。

① 日常の家事以外の仕事をしている。【就労】

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働、30アール以上の農地で農業に従事していることなどを含む。

○1日4時間以上、かつ週3日以上就労していること。

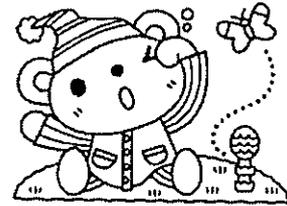
* 就労先が確定している採用予定者についても上記に準じる。

② 妊娠中であるかまたは出産後間がない。

産前2ヵ月、出産日から8週間後の日の翌日が属する月末まで。
(産前2ヵ月は出産予定月を含めません。)

③ 病気や負傷あるいは心身に障害がある。

- 1 入院の場合、医師の診断書で記載された入院の期間。
- 2 通院の場合、医師の診断書で記載された通院の期間。
- 3 心身に障害がある。(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている。)



④ 病気や心身障害者である同居親族等の看護をしている。

- 1 入院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された入院の看護期間。
- 2 通院の付添看護を必要とする場合、医師の診断書で記載された通院の看護期間。
- 3 心身に障害がある同居親族等(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者)を常時看護することが必要と判断される場合。

⑤ 災害や風水害、震災などの復旧にあたっている。

災害、風水害、震災その他の災害の復旧にあたっている場合、その復旧に要する期間。

⑥ 求職活動を継続的に行っている。

入所の日から起算して3ヵ月まで。

⑦ 学校、職業訓練校等に在学している。



⑧ 虐待やDVのおそれがある。

⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要である。

産まれたお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで。

国基準保育料

国が定める利用料負担の上限額の目安（別表）

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。

※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とすることも認められます（経過措置）。

階層区分	(2号認定:満3歳以上)		(3号認定:満3歳未満)	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。

※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

資料 No 3

平成31年度 保育料表 (1号) 認定こども園1号

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)
副食費 0円		3歳以上児(1号)
定 義		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0
B	市町村民税非課税世帯	1,000
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	2,400
C2	10,000円未満	5,000
C3	10,000円以上 ~ 48,600円未満	6,000
C4	48,600円以上 ~ 57,000円未満	6,500
C5	57,000円以上 ~ 63,000円未満	7,000
C6	63,000円以上 ~ 67,000円未満	7,500
C7	67,000円以上 ~ 77,101円未満	8,000
C8	77,101円以上 ~ 97,000円未満	10,000
C9	97,000円以上 ~ 110,000円未満	15,800
C10	110,000円以上 ~ 130,000円未満	16,000
C11	130,000円以上 ~ 150,000円未満	16,200
C12	150,000円以上 ~ 169,000円未満	16,300
C13	169,000円以上 ~ 211,201円未満	16,400
C14	211,201円以上 ~ 397,000円未満	20,500
C15	397,000円以上 ~	20,500

A階層を除く当該年度分(4月から8月)については前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯

京都府
第3子
無償化

※ 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定し

※ 児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。

無償化により、0円となる

平成31年度 保育料表 (2・3号) 市立保育所・私立保育園・認定こども園2・3号

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分 副食費 0円		保育料 (月額)		
		上段:短時間保育料 (円) 下段:標準時間保育料 (円)		
定 義		3歳未満児(3号)	3歳児(2号)	4歳以上児(2号)
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯含む)	0	0	0
		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	2,000	1,300	1,300
		2,500	1,800	1,800
C1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	8,500	5,900	5,900
		10,300	7,100	7,100
C2	10,000円未満	10,200	8,200	8,200
		12,000	9,500	9,500
C3	10,000円以上 ~ 48,600円未満	11,800	9,700	9,700
		13,800	11,100	11,100
C4	48,600円以上 ~ 57,000円未満	14,600	10,600	10,600
		16,800	12,200	12,200
C5	57,000円以上 ~ 63,000円未満	16,100	12,600	12,600
		18,700	14,600	14,600
C6	A階層を除く当該年度分(4月から8月にあっては前年度分)の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	18,900	15,600	15,600
		22,100	18,000	18,000
C7	67,000円以上 ~ 77,000円未満	24,300	21,300	20,500
		28,800	23,800	23,000
C8	77,000円以上 ~ 97,000円未満	27,000	24,400	23,400
		30,000	27,000	26,000
C9	97,000円以上 ~ 110,000円未満	33,000	28,900	23,800
		38,500	31,500	26,400
C10	110,000円以上 ~ 130,000円未満	40,000	29,400	24,200
		43,000	32,000	26,800
C11	130,000円以上 ~ 150,000円未満	42,000	29,800	24,300
		44,000	32,400	26,900
C12	150,000円以上 ~ 169,000円未満	43,900	29,900	24,400
		44,500	32,500	27,000
C13	169,000円以上 ~ 301,000円未満	49,500	30,100	24,600
		55,000	32,700	27,200
C14	301,000円以上 ~ 397,000円未満	51,000	30,200	24,700
		56,500	32,800	27,300
C15	397,000円以上 ~	67,300	39,400	30,400
		72,800	41,900	32,900

※ 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定します。

※ 児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。

網掛け部が
無償化により、0円となる

平成31年度 保育料表 (亀岡市立幼稚園)

各月初日在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	
階層	定 義	3歳以上児(1号)	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0	
2	1階層を除く当該年度分(4月から8月にあつては前年度分)の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	1,000
3		均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	2,400
4		10,000円未満	5,000
5		10,000円以上 ~ 48,600円未満	6,000
6		48,600円以上 ~ 57,000円未満	6,500
7		57,000円以上 ~ 77,101円未満	7,000
8		77,101円以上 ~ 211,201円未満	9,000
9		211,201円以上 ~	11,000

※ 住宅借入金等特別控除・寄付金控除等の適用前で保育料を算定します。

※ 児童の年齢については、当該年度4月初日時点での年齢とし、当該年度中はその年齢を適用します。

無償化により、0円となる

幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について

幼児教育・保育の無償化 令和元年度予算:3,882億円(公費)

ー3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分	主な負担割合	国・地方合計(億円)			予算科目	
		国	地方			
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030	子どものための教育・保育給付交付金
	公立	市町村10/10	818	-	818	-
<未移行> 私立幼稚園等		①国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ②国1/3、都道府県1/3、市町村1/3	696	348	348	①子育てのための施設等利用給付交付金 ②子ども・子育て支援交付金(補正給付)
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70	子育てのための施設等利用給付交付金
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84	子育てのための施設等利用給付交付金
合計			3,882	1,532	2,349	-

※四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
※地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする(令和元年度予算において計上(総務省))。

(経費)

- ・ 初年度(2019年度)の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算において301億円、令和元年度予算で120億円を計上。さらに、2年目(2020年度)を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算(192億円)及び令和元年度予算(62億円)を活用して対応。

資料 No. 7

令和元年亀岡市議会

令和元年7月25日

環境厚生常任委員会資料

環境市民部環境政策課

ポイ捨て防止条例等の条文構成比較表

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(目的)	第1条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の防止について必要な事項を定め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって町民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。	第1条 この条例は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	第1条 この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。
(定義)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
	(1) 空き缶等 飲食料等の缶、瓶、ペットボトルその他の容器及びたばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くず、レジ袋その他これらに類する物をいう。	(1) ポイ捨て 市民等がごみ箱その他の定められた容器又はごみの集積場以外の場所にごみを捨てることをいう。	(1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器をいう。
	(2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器又はごみ箱等の定められた物又は場所以外に捨てることをいう。	(2) 空き缶・吸い殻等 空き缶、空き瓶、空きペットボトル、たばこの吸い殻等ポイ捨てされることにより、まちの美観を損なうものをいう。	(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他これらに類する物をいう。
	(3) 町民等 町内に居住、滞在、通勤若しくは通学し、又は町内を来訪若しくは通過する者をいう。	(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。	(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
	(4) 事業者 町内に事業所を置く者又は町内において事業活動を行う者をいう。		(4) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。
	(5) 公共の場所 公園、広場、道路、河川、海岸その他町民等が自由に利用できる場所をいう。		(5) 所有者等 市内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
			(6) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。 (7) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。
(町の責務)(市の責務)	第3条 町は、この条例の目的を達成するために必要な施策(以下「施策」という。)を実施しなければならない。	第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に必要な施策を実施しなければならない。	第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。 2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。
(町民等の責務)(市民等の責務)	第4条 町民等は、清潔で美しいまちづくりを心がけ、快適な生活環境の保持に努めなければならない。 2 町民等は、町が実施する施策に協力しなければならない。	第4条 市民等は、進んで空き缶・吸い殻等の適正な処理を行う等共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。	第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなければならない。

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(事業者の責務)	第5条 事業者は、その事業活動によって生じる空き缶等の散乱の防止及び環境美化促進の啓発に努めなければならない。 2 事業者は、町が実施する施策に協力しなければならない。	第5条 事業者は、その社会的責任を認識し、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。	第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めなければならない。
(ポイ捨ての禁止等)(市民等の義務)(所有者等の責務)	第6条 町民等は、空き缶等をポイ捨てしてはならない。 2 町民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふん等を放置してはならない。	第6条 市民等は、空き缶・吸い殻等をポイ捨てしてはならない。 2 市民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふんを放置してはならない。	第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。 2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(投棄の禁止等)	3 町民等は、公共の場所においては歩行中に喫煙しないように努め、喫煙するときは、備え付けの灰皿又は携帯用の吸殻入れを使用して、吸殻を適正に処理しなければならない。	3 市民等は、公共の場所において喫煙するときは、備付けの灰皿、携帯用の吸い殻入れ等を使用して、吸い殻を適正に処理しなければならない。	第7条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。
(飼い犬等のふんの放置の禁止)			第8条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。
(空き地の管理)			第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める市街化区域及び市長が特に必要と認めた区域における空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。
(美化推進重点地域の指定等)			第10条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き地の管理等が特に必要であると認められる地域を美化推進重点地域として別に指定することができる。 2 市長は、前項に基づき美化重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示しなければならない。
(指導)(指導又は勧告)	第7条 町長は、前条の規定に違反したと認めるときは、当該違反者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。		第11条 市長は、第7条から第9条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
(命令)(措置命令)	第8条 町長は、前条の規定により指導を受けた者が、正当な理由なくしてその指導に従わないときは、当該指導を受けた者に対し期限を定めて、その指導に従うよう命令することができる。	第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。	第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。
(委任)	第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(過料)	第10条 第6条第1項又は同条第2項の規定に違反した者で、正当な理由なくして第8条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。	第9条 第7条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。	

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(代執行)			第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。
(公表)			第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。
(施行)	平成22年4月1日		平成17年4月1日から施行し、第12条、第13条及び第14条の規定は、平成17年7月1日から適用する。

Plastics Smart かもおか100人会議

亀岡のシビックプライド(市民の誇り)づくりへの挑戦！



Plastics Smart かめおか100人会議

1 主 旨 「プラスチック」は1950年代以降、私たちの生活の中に広く普及し、その優れた汎用性・実用性から、必要不可欠な素材として、その利便性に大きく依存してきました。結果、多くの使い捨てプラスチックは、私たちが暮らす環境そのものを汚染する一因となり、海洋プラスチック汚染という地球規模の環境汚染へとつながっています。そこで亀岡市は昨年12月13日に、この使い捨てプラスチック問題に一石を投じる「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を広く国内外に発表しました。「Plastics Smart（プラスチックスマート）かめおか100人会議」は「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の背景や考え方、そして“世界に誇れる環境先進都市・亀岡”を目指す今後の方向性を多くのみなさんと共有し、私たちのまち『亀岡』が持つ高いポテンシャルを活かした『地域ブランド』の向上、さらには『シビックプライド（市民の誇り）』の創造を目指します。

2 対 象 小学校高学年以上（小・中学生は、保護者同伴）で使い捨てプラスチックごみ削減について考えてみようと思われる方はどなたでも。

【定員100名以内】

※市内、市外は問いません。



Plastics Smart かもおか100人会議

3 実施内容

(1)ローカルとグローバルな視点で「かもおかプラスチックごみゼロ宣言」に込めた想いを共有するミーティングを次の流れで進めます。

■「源流」…たった二人の船頭の活動から流れがスタート。その当時の現状、活動に込めた想い。

【保津川遊船企業組合 豊田知八（とよだ・ともや）理事長】

■「シビックプライドの創造」…市民、NPO等のネットワークが拡大。行政として「環境」を切り口に「地域ブランド」の向上さらには、「シビックプライド」の創造へと展開。

【亀岡市環境政策課 山内 剛（やまうち・つよし）課長】

■「世界の潮流」…世界のプラスチックフリーへの潮流。その流れの最新情報と亀岡市の取組みの意義は。

【大阪商業大学 原田禎夫（はらだ・さだお）准教授】

【亀岡市 仲山徳音（なかやま・なるね）副市長】

■フリーディスカッション

プラごみゼロ想い共有ミーティング
【亀岡市】

Step1
7/21又は
8/10

シリーズ
イベント

Step2
8/17

(2)上記(1)のミーティング参加者をロゴマーク制作プロジェクトのワークショップへつなげ、ロゴマークのアイデアシートを作成します。

【ファシリテーター：山崎亮（やまざき・りょう）氏】

Step3
9~11月

(3)上記(2)のワークショップで作成したロゴのアイデアシートと関係者（ワークショップ参加者を含む）とともに、デザイナーによるロゴマークデザインへ展開します。【デザイナー（奥村昭夫（おくむら・あきお）氏）】

ロゴマーク制作プロジェクト
【かもおか霧の芸術祭実行委員会】

2020年1月 『かもおかプラスチックごみゼロ宣言』の
象徴となるロゴマークの完成



Plastics Smart **かめおか100人会議**

- 4 日 時 (1)プラごみゼロに向けた想い共有ミーティング
令和元年7月21日(日)及び8月10日(土)
午前10時から11時30分
※同内容で2回開催し、参加者にはどちらかに出席いただく。
(2)山崎亮氏によるワークショップ
令和元年8月17日(土)
※開催時間は、現在調整中
(3)奥村昭夫氏によるワークショップ
9月/10月/11月の3回
※開催時間、参加メンバーは、今後調整
- 5 場 所 (1)/(3) KIRI CAFE (千歳町毘沙門向畑39番地)
※駐車場及び交通手段の確保については、別途調整
(2) 亀岡市役所市民ホール
- 6 申し込み (1)氏名・住所・年齢・連絡先(電話番号、E-mail)、参加希望日を明記し
※ミーティングのみ
環境政策課まで別紙様式により申込みをいただきます。
電話 0771-25-5024
FAX 0771-22-3809
E-mail kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp
(2)〆切 令和元年7月16日(火)まで
※参加状況を見ながら、期間の延長や当日受付の可否を判断します。
(3)留意事項
「プラごみゼロ想い共有ミーティング」と「山崎 亮氏のワークショップ」
とは、シリーズで参加していただくことを前提に募集します。
- 7 広 報 (1)キラリ☆亀岡おしらせ(7月1日号)
(2)亀岡市ホームページ
(3)LINE及びFacebookのSNS